

由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成30年4月1日

改正 令和3年3月19日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等を未然に防止し、市民の安全を確保するため、「由利本荘市耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅の耐震改修費用に対し補助することを目的とし、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40条）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年由利本荘市規則第41号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、木造住宅を所有（共有し、又は実質的に所有していると認められる場合を含む。）する個人とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 補助対象者は、由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成28年由利本荘市規則第34号）第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、耐震改修等に要する費用（以下「耐震改修費用」という。）とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、耐震改修費用に23%を乗じた額（30万円を上限）とし、予算の範囲内で定めた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第5条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例・規則及び要領に定めるところによる。

(実施期間)

第6条 補助事業の実施期間は、令和6年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付要領

平成30年4月1日

改正 令和3年3月19日

(趣旨)

第1条 この要領は、由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条により、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 交付要綱に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法（以下「一般診断法」という。）により、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。
- (2) 耐震改修 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満のものを1.0以上になるよう補強する工事。
- (3) 耐震改修費用 社会資本整備総合交付金交付要綱（令和3年3月3日付け国官会第27233号）附属第Ⅲ編16-(12)①4による耐震改修等に要する費用。

(対象住宅及び対象部分)

第3条 耐震改修補助金の交付対象住宅は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 由利本荘市内に存する住宅。
- (2) 耐震診断の結果を受けて、耐震改修が必要と判断された住宅。
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供する木造戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のもの）を含む）。
- (4) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に着工された増築部分（増築部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のもの）。
- (5) 過去に由利本荘市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業による補助金の交付を受けて耐震改修を行っていない住宅。

(事前相談)

第4条 耐震改修を行おうとする者（以下「補助対象者」という。）は、市長に対し事前に相談をしなければならない。

- 2 補助対象者が事前相談をするときは、耐震診断士による診断結果、又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、必要書類を添えて交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該内容を審査し、補助金の交付、又は不交付を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）

により申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

（交付の条件）

第7条 市長は前条の規定により補助金の交付を決定したときは、次の条件を付することができる。

- （1）補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保してはならない。
- （2）補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- （3）申請者は、年度内に補助事業を完了させなければならない。
- （4）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項。

（交付決定の取り消し）

第8条 市長は、申請者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部、又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申し込み等、不正行為による耐震改修を実施した場合。
- （2）補助金を目的以外の用途に使用した場合。
- （3）市長が特に必要があると認めた場合。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（交付申請の取り下げ）

第10条 申請者は、第6条第2項による通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は取り止めるときは、市長に対し速やかに取下届（様式第6号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、市長は当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（補助事業の内容変更）

第11条 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受けたのち、事業の内容を変更しようとするときは、市長に対し速やかに補助金交付変更申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、当該内容を審査し、変更を決定した場合は、補助金交付変更決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（中間検査）

第12条 市長は、必要に応じて工程を指定し、中間検査を行うことができる。

2 市長は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、申請者に対し、補助事業を適切に実施するよう指導することができる。

3 市長は、申請者が前項の規定による指導に従わないときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（完了報告）

第13条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、必要書類を添えて実績報告書（様式第8

号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適切であると認めるときは、確定通知書(様式第9号)により、申請者に通知しなければならない。

(様式)

第15条 この要領に定める様式は、次の表による。

様式	申込書等名称	根拠条文
第1号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付申請書	第5条
第2号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書	第6条第2項
第3号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書	第6条第3項
第4号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付取消通知書	第8条第2項
第5号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金返還命令書	第9条
第6号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付申請取下届	第10条第1項
第7号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付変更申請書	第11条第1項
第8号	由利本荘市木造住宅耐震改修完了実績報告書	第13条
第9号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金額確定通知書	第14条
第10号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付変更決定通知書	第11条第2項

(必要書類)

第16条 交付申請に必要な書類は、次の表による。

(1) 対象住宅の現況わかる書類 (付近見取図、配置図、平面図、立面図、写真、その他)
(2) 特定行政庁からの勧告を受けた書類
(3) 対象住宅の着工時期及び所有権が確認できる書類 (建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書、固定資産課税台帳、その他)
(4) 耐震改修計画書(上部構造評点が1.0以上となることが確認できる書類)
(5) 耐震改修に要する経費の見積書(写し)
(6) 耐震診断結果報告書(写し)
(7) 対象住宅に居住する世帯全員の住民票謄本
(8) 納税等状況調査同意書(特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書含む)
(9) 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修の実施に係る同意書
(10) その他、市長が必要と認めるもの

2 実績報告に必要な書類は、次の表による。

(1) 耐震改修結果報告書
(2) 補助対象住宅の補強後がわかる書類 (付近見取図、配置図、平面図、立面図、写真、その他)

- (3) 耐震改修に係る契約書（写し）
- (4) 耐震改修に要した経費の領収書（写し）
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。